

## 平成 25 年度第 1 回兵庫県子ども・子育て会議 議事概要

日時：平成 25 年 9 月 17 日（火）14：00～16：00

場所：兵庫県公館第 1 会議室

（金澤副知事）

昨年 8 月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成 27 年度の本格施行に向けて準備が進められている。本年 8 月に国から子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案が提示された。この基本指針では、待機児童解消加速化プランにおいて目標年次としている平成 29 年度末までに教育・保育施設等の施設整備を目指すこと、また幼稚園や保育所から認定こども園への移行を積極的に進めていくこと、子育て関係者の意見を反映するために自治体ごとに子ども子育て会議の設置に努めることが盛り込まれたほか、地域の実情に応じて自治体が柔軟に対応できるという内容になっている。子ども・子育て支援新制度の仕組みの中で兵庫は兵庫なりにどういう対応をとっていくか、また、新ひょうご子ども未来プランを充実させて兵庫県の子ども達がすこやかに伸びていくことができる仕組みを作るため、委員の皆様への力添えを賜りたい。

（事務局）

第 1 回目のお集まりのため、会長、副会長の選任まで事務局で進行する。

議事の（1）会長、副会長の選任について、兵庫県子ども子育て会議条例第 4 条の第 2 項で会長及び副会長は委員の互選によって定めるとなっており、互選願う。

（委員）

この会議は新ひょうご子ども未来プラン推進協議会を発展改組したものであるため、協議会で会長、会長代理をしていただいていた森委員、伊藤委員に会長、副会長をお願いしてはどうか。

[ 各委員から異議なしの声 ]

（事務局）

森委員に会長を、伊藤委員に副会長を選出いただいた。森委員は本日欠席であるが、事前に意見を伺ったところ、皆様方の決定に従うとのこと。本日選任されたことを事務局から連絡する。それでは伊藤委員、副会長として会長席にお移りいただき、以降の議事進行をお願いしたい。

（副会長）

微力ながら努めさせて頂きたいと思う。我々が取り組んできた新ひょうご子ども未来プランと兵庫県子ども・子育て支援事業支援計画の両方について、皆様方のそれぞれの立場からご意見を伺いたいということで、ご協力願う。

議事（２）兵庫県子ども子育て会議運営に関する事項について、事務局から説明願う。

（事務局説明）

（副会長）

この件について、質問等ありましたら挙手を願う。

意見がないようなので、会議運営規程、傍聴要領について、案のとおり決定する。

続いて協議事項（１）次期プラン及び県子ども・子育て支援事業支援計画の策定スケジュールについて、事務局から説明願う。

（事務局説明）

（副会長）

続いて、協議事項（２）子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、事務局から説明願う。

（事務局説明）

（副会長）

今の説明に対する質問、皆様から兵庫県の少子対策、子育て支援のこれからの取組に期待することなど、自由にご意見を交わして頂きたい。

（委員）

学校教育、保育の量の見込みについての記述があるが、学校教育は幼稚園、保育は保育所という概念があるが、今後は認定こども園にしていくということなのか。

（事務局）

子ども・子育て関連３法について、国は幼児教育と保育の一体的な提供を進めるという考えである。しかし、全てを認定こども園にするというものではない。今までどおり保育を必要とする子どもについては保育を提供し、そうでない子どもについては幼児教育を提供するという基本の中で、法律の求める趣旨等に応じて認定こども園という形で幼児教育・保育を一体的に提供する施設の供給についても努めていくという考えである。

（委員）

市・町といった現場では、この制度をどの部門が統括するのははっきりせず、不安がある。

（事務局）

ご指摘のとおり、どの部門が対応するのかという点は大きな問題と認識しており、法律、基本指針の中でも市町村において担当する部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備しなさいというようなことも書かれている。国も幼稚園は文部科学省、保

育所は厚生労働省、二つの省で担当をしているが、この法律は内閣府で所管をしており、認定こども園については内閣府が担当し、複数の省庁にまたがる推進室で対応している。県としてどのようにするかは、今後、検討していく。

（委員）

市町に対して、県として方針、進め方を示す必要があるのではないか。

（事務局）

新制度では、県、市町がそれぞれ計画を策定することになるが、県と市町双方が情報交換しながら作ることになる。また、どういったものを作るのか、どういったことを調査するのか、調査結果をどのように反映させるのかについては、国がガイドラインを示す予定で、それに従ってやることになる。また県も8月に市町の子育て、幼稚園、教育委員会などの担当課長に集まっていたいただき、説明会を行った。今後も市町と連携していく。

（委員）

基本方針の概要は、国が作成した資料そのままのか。

（事務局）

国が作成した資料になる。市町に対しては、国の資料を元に説明するとともに、5年間の計画は作るが加速化プランなどを活用して出来るだけ早く取り組むこと、保育所と幼稚園の両方のメリットを生かした認定こども園を積極的に進めること、市町においても子ども・子育て会議を作って、市民の意見を聞くことなどを依頼した。

（委員）

法的な記載のある資料そのままだと理解し難いので、かみ砕いたものをつけていただきたい。

（委員）

兄弟姉妹が別々の保育所に通っているということを知る。そうなるとお迎えや行事への参加などで家庭の負担が大きく、それなら預けないという人もいる。計画策定の中でこういった部分についても検討されるのか。

（事務局）

兄弟姉妹の同一施設への入所については、市町で決定することになる。その部分の制度の仕組みは変わらないが、需要と供給のバランスが取れるようになったら、現時点よりも対応が取れるようになると思う。市町においても保護者の声を聞いて課題として認識していると聞いている。県としても市町の担当者にそのような声があることを伝えていきたい。

（委員）

新たに認可の申請があった時に受給のバランスを考慮にいれるというのは法律上の要件な

のか。

（事務局）

欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するということについては児童福祉法に規定がある。施設の供給についても計画に盛り込まれる。計画にない施設の申請があった場合は、合議制の機関で意見を聞くことになっており、透明性を確保して決定していくというような事務処理になる予定である。

（委員）

市の子ども・子育て会議にも出席したが、ニーズ調査の質問項目について意見を求められたが期間が短かった。地域性があることを考えて、ニーズを拾ってほしいが、質問事項を早急に作って、早急にニーズ調査が行われていて、ニーズがちゃんと拾えるのか不安である。また、学校教育と保育を一体的にという話だが、現状、学校教育と福祉はまだまだつながっていないと感じ、どこがどうやってしてくれるのか子育てしている親子は不安に思うのではないかと。

（事務局）

全国の市町村でニーズ調査が進められようとしている。国が調査票のモデルを作成して、必須項目、任意項目とがあり、任意項目については市町が取捨選択する。また地域の実情に応じて新たな項目を追加して調査することになる。このことについても8月の説明会で市町へ説明している。また、次世代育成支援法の中で各市町はニーズ調査を実施しているので、そのときのサンプル数の取り方や有効回収率などの情報を参考にしながら調査を進めることになる。調査は、ボリュームがあるため、アンケート以外にインタビュー形式で、例えばまちの子育てひろばとかで調査をしようという市町もあると聞いている。学校教育、保育について、県としては親の就業状態に関わらず、等しく教育、保育を受けていただくという考えであり、その一つの方法として認定こども園という形がいいのではないかと推進している。学校教育の所管、福祉の所管と分かれるところはあるが全体的にはそのような垣根は可能な限り取り払う形で進めて行きたいと考えている。

（委員）

臨時委員や専門部会を設ける予定があるのか。また、兵庫県は認定こども園の数が多いといった特徴があるので、それらをどのタイミングで織り込んでいくのか。

（事務局）

現在、条例に臨時委員という規定はあるが、部会の規定はない。市町では市町計画を作るときにすぐに必要になるということで、部会を設置しているところもある。県でも臨時委員、部会について必要に応じて判断したい。県独自の視点、特徴について、新ひょうご子ども未来プラン次期計画と一体的に策定する段階で盛り込んでいきたい。

（委員）

子ども・子育て支援について説明があったが、子どもの年齢の定義はあるのか。また、子どもの育ち直し、学校での教育への適応能力の育み直しといったニーズがあるので、それを把握し、虐待論ばかりではない、次代を担う子どもの健全な育みという視点で検討してほしい。

（事務局）

子どもの年齢については子ども・子育て支援法で18歳までと書かれている。子ども・子育て支援事業支援計画は新ひょうご子ども未来プラン次期計画と一体的に策定する予定で、その中で青少年までを含む、色々な施策を盛り込みたいと考えている。今後、しっかりとニーズを拾い上げていく必要があり、この会議などを通じて、意見を伺っていきたい。

（委員）

育てられる立場の子どもから、自身の子育て過程やこれからの社会に対する希望などを例えば臨時委員として聞いて、計画に反映できるようにしてはどうか。

（事務局）

意識調査や様々な団体の方等から意見を聞くことと併せて、子どもから意見を聞くことも検討したい。

（委員）

別紙1に記載がある「子どもの最善の利益」を誰が保証するのかといったときに、兵庫県内にはオンブズパーソンといった仕組みを持っている自治体がある。声を上げられない子どもに代わって代弁するという仕組みになるが、こういった子どもの最善の利益を制度として保証するような仕組みを次期プランの中で検討することを提案する。もう一つ、児童虐待では、要保護児童地域対策協議会が熱心にサポートを行っている。社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への支援について、個々の認定こども園、保育所、幼稚園だけでなく、地域の関係者、市町などがつながってネットワークをどのように確保していくかといった視点も盛り込んでほしい。

（事務局）

社会的に養護が必要な子ども達への対応は今回の計画作りの中で大きなテーマと考えている。各種団体、地域の関係者から意見を聞いて、地域と行政のネットワークについて検討していきたい。

（委員）

子ども・子育て支援事業支援計画の必須記載事項に特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置とある。保育や家庭支援の質の向上のためには、従事者の確保と研修が県の大きな役割となるが、計画の中で具体的な数字などがプランニングされるのか。

（事務局）

現時点では具体的にどこの項目に何が記載されるかということとは決まっていないが、人材確保については、市町から計画についての情報をいただく際に、併せて人材がどの程度必要かという情報も把握して5年間の計画の中に示していくことになる。研修についても、保育または幼稚園教諭だけではなく、例えば放課後児童クラブの指導員等についても、子ども・子育てに関わる方々という理解になるので、県としてどのような対応が出来るのか今後、皆様のご意見を頂戴しながら、計画に具体的な記述をしたいと考えている。

（委員）

現在の状況は量の確保が初めにあって、質がついていくというように感じる。認定子ども園、保育所、幼稚園、在宅とそれぞれで過ごした子どもが義務教育の小学校に入ると、それぞれ過ごした経験がバラエティに富みすぎて、小1プロブレムがますますひどくなるのではないかと。就学前の子どもをどのように育てていくかという大きな理念が必要であり、そのために国を挙げての議論が必要ではないかと考える。保育の量を確保するという点は喫緊の課題としては大切だが、どのような子どもを育てるべきか、社会で支えていくかという議論も喫緊の課題であるとの危惧を持っている。

（委員）

保育所、幼稚園、小学校の間に、また、公立・私立の間に難しい壁を感じる。そういった縦や横の壁を取り払ってほしい。そのため、行政の各部署の方は小学校、地域での子育て支援など自分が担当している以外のものを見に行ってもらいたい。在宅の子も含めて、どんな子どもに育てていきたいかということとは公立でも私立でも幼稚園でも保育所でも重なる一本のところがあるはずで、そこをぶれずに一緒になって考えていただきたい。もう一点、現在ニーズ調査が始まっているかと思うが、母親や子育て支援の人にもっとPRが必要と思う。関係ないと思っているお母さんに真剣に話を聞いてもらい、意見を聞かせてほしいと思う。もう一点、いろんな支援のサービスが検討されていくことになるが、サービスが充実する一方で、子育ての大切さが失われないようにしてほしい。

（委員）

保育の量や見込みについて、ニーズ調査でどのように把握をするのか。また、公立、私立、認可外で質のばらつきが大きいと思うが、十分に質を保てていないところの底上げが大切であり、しっかりとやっていただきたい。

（事務局）

教育、保育、公立、私立に壁があってはならないと考えており、県では少子対策本部を設置、横断的に検討している。国の基本指針も、自治体に対して担当部局の一元化も含めた事務執行体制を求めており、今後の検討課題と考えている。量の見込みの把握について、国が示したモデル調査票には、どこに預けたいか、勤務はフルタイムなのかパートなのかといったことを調査する項目があり、それらを把握して、量の見込みをして、計画的な供

給量を設定することになる。質について、量と質を並行して向上、確保すると考えており、認可外であっても質を上げていただくよう、計画策定と合わせて検討していく。

（委員）

認定こども園、保育所、幼稚園と様々な施設が増えている。選択肢が増えた分、それぞれの施設で育つ子どもに差が出てくるのではないか。そしてその後の小学校、中学校とどのように育っていくのか気になっている。田舎であったら選択肢が限られているが、都市部では大変な問題ではないかと思う。

（委員）

農村部では保育所、幼稚園が限られている。選択の余地がない状況の中で、子どもにとって一番最初の基本的な大事な時期に都市部と田舎で格差が出てこないか不安がある。農村部の保育所、幼稚園、認定こども園でも提供者の従事者の方たちに研修を行う体制を施策の中に盛り込むなどしっかり質を確保してほしい。

（委員）

以前、小学校の教師をしていたが、1年生を担当すると子どもたちの雰囲気保育所から来た子、私立幼稚園から来た子、公立幼稚園から来た子などとそれぞれにイメージがあり、保育で育てるのと教育で育てるのは違うと思った。都市部では、私立幼稚園など個々に特色があり、多様化が進んで、いろんな情報がありすぎるくらいだ。英語とか、社会性とか、食育とかを理由に選ぶお母さんがいるが、中には本当に子育てをどうしようか考えておらず、間違っているんじゃないかと思うこともある。選択肢がない地域のほうが充実した保育、教育ができるのではとも思う。

（事務局）

地方、都市部のいずれでも基本的に保育所は厚生労働省が定める保育指針、幼稚園は文科省が定める幼稚園教育要領がベースになり、基本的な質は担保されているとお答えせざるを得ない。地域によっては、小さい頃に保育所に入り、小学校に上がる前に幼稚園に行き、小学校に上がるというような所も兵庫県下にはあるとは聞いている。今の制度も本来はそうであるが、今度の子ども・子育て支援新制度では、保育が必要であるかないかで施設の利用を分けることになっている。幼稚園に行っている、保育所に行っているということは基本的に保育が必要な子どもさんか、そうでないかということになり、市町のほうで保育の必要性の認定をして、保育が必要なお子さんであれば、幼稚園ではなく、保育所なり認定こども園で、保育が必要でないお子さんであれば幼稚園なり認定こども園というかたちになる。幼児教育・保育を一体的にということであれば、保育が必要な方、必要でない方いずれにしても、幼児教育・保育を一体的提供ができる認定こども園であれば、そういうサービスが提供できるということを地域の皆様、保護者の方々、市町にも理解をいただき、展開していきたいと考えている。

(委員)

保育・教育について意見があったが、もちろん施設によって取組の内容が違うが、保育指針の中にもきちっと教育というものが盛り込まれている。あるいは幼稚園教育要領の中にも保育というものが求められていると理解をしている。基本的にはなんら変わりはない。ただ、先程来議論されている、子どもたちの教育とは何だという定義の問題、人格形成において最も大事な時期と言われている乳幼児の教育、保育の定義について、もっと国のレベルで議論されるべきだと思うが、議論がなされないなかで制度にはめ込んでいるという感じを受けている。子どもは年齢によって急に変わるものではない。どんな大人になってもらいたいということで子どもを育てていくべきだと思う。大事なことは、0歳から子どもの成長は始まっている。家庭教育、保育、養護など、色々な関わり方の中で子どもたちがどのように育っていくかということについてきちっとしたプログラムを立てていくことが大事だ。国は今回の子ども・子育て支援新制度において、それを担保するため消費税の増税分を財源としている。今、県独自の量と質の確保ということで議論されているが、行政の考えることはそれに対する財源を付けることであると理解しており、そういう覚悟であるかどうか確認したい。

(事務局)

質の確保についての財源であるが、子ども・子育て支援新制度の本格実施は、消費税の税率を10%にアップするタイミングで開始することになっている。消費税の増税では、国だけではなくて地方にも増収分の配分がありその部分の活用は今後の議論になる。また、現在は、県民の方のご理解を頂いて、法人県民税の超過課税を子育て支援に充当させて頂いている。

(副会長)

本日はかなり色々なご意見を頂いた。多くは保育と教育の問題、量と質の問題であったと思う。外国では、幼児期エデュケーションケアがあり、教育と保育が切り離せない一つのものだという考え方で幼少期の預かりのしくみになっており、日本が特殊なのではないかと考える。まだ時間がかかるかと思うが、県も我々も意識変革を学んでいくことが大事で、そうすれば今回の議論はしなくてすむようになる。また、当時者である母親のニーズをどう吸い上げるか、同時に、育っている子どもや若者の意見をどういう風に取り込んでいくかということが大事な視点であるという意見があった。理念は「すべての子どもの最善の利益」という一体化した考え方であるが、虐待を受けた子どもにはこんな仕組み、障害のある子には別の仕組みなどと、ばらばらに組み立てられている。だれもが受けられるユニバーサル支援の中にターゲット支援が組み込まれているような仕組みが必要であり、これからの会議の課題と思う。

(金澤副知事)

ご示唆に富むご意見をたくさんいただいた。私自身、国の検討作業は待機児童をゼロにするための数の理論が強すぎる印象がある。また、幼児教育と保育も制度は2つに分かれたまま、中途半端な状態に国の法が残っている。それが国の新システムに影を落としている。



この点、国に対してもしっかりと意見を出していかなければならないと考える。今後、新ひょうご子ども未来プラン次期計画、子ども・子育て支援事業支援計画を一体的に作ることになるが、幅広い観点からご意見をいただき、子どもや子育て中の親を全体で支えていく仕組みについて、新ひょうご子ども未来プランを進化させていくことで対応したいと考える。このための提言に重点を置いてどんどんご指摘いただきたい。